

2) 介護に関する政策

アメリカにおいては、歴史的に見れば家族問題に関して公的なセクターが関与することは多くなかった。しかし高齢化の進行とともに、家族による介護問題は政策的にも無視できない状況となりつつある。介護に関する最近の注目すべき政策は、1993年の「家族および医療休暇法(Family and Medical Leave Act:FMLA)」の成立である(DOL,1997)。これは家族が育児のみならず、高齢者・障害者の介護をおこなう際の休暇の取得を定めた法律であり、12ヶ月間での合計12週間の無給の休暇を認めたものである。しかし後述するように、FMLAにはいくつかの問題があることが指摘されており、FMLAは介護と仕事の両立を図る上で十分に機能しないという難点があることは否めないであろう。

一方、福祉予算を削減する動きがある中で、1999年1月にクリントン大統領はゴア副大統領とともに、「長期介護を必要とするすべてのアメリカ人、および長期介護をする家族を支援するための政策」を打ち出した。すでに1993年に成立した「家族および医療休暇法」は、政府がプライベートな領域である家族の問題に法的な措置を講じたという点で画期的であったが、この1999年の政府案はアメリカ社会が、もはや政府の介入なしでは高齢化社会を乗り切ることができないと判断していることを示しているものと思われる。例えば21世紀に向けてのクリントン大統領の政策方針の中には、高齢者の介護問題を含めて、広く医療・福祉・家族政策の内容が盛り込まれている。具体的には、その21世紀に向けての政策方針の中では、次の二つが家族介護に関わる内容を持っている。その第一が、「家族とコミュニティの強化(Strengthen Our Families and Communities)」である。これは具体的には、最低賃金の引き上げ、子供の養育のための税控除の拡大、家族および医療休暇法の拡大、仕事と家庭生活との両立責任を持つ家族のための支援、という内容を持つ。第二は「質の高いヘルス・ケアへのアクセスの拡大(Expand Access to Quality Health Care)」で、これにはメディケアの強化と維持、長期介護をしている家族のための支援、患者の権利のための法案の通過、という内容を持っている(Whitehouse,1999)。いずれも、21世紀の高齢社会を睨んでの福祉、医療そして家族政策という性格を持ち合わせている点で特徴的である。先に述べたように、クリントン大統領自らがイニシアティブをとる21世紀へ向けの高齢者政策は、このようなクリントン大統領の政策方針を反映したものであり、アメリカ政府の高齢者対策局(U.S.Administration of Aging)によって管轄される法案となる見通しで、実行段階では2000年度の予算要求に盛り込まれることになる(AOA,1999a)。

2000年度の予算要求に関するこの法案は「健康と高齢者のための支援法1999」(The Health Protection and Assistance for Older Americans act of 1999)と呼ばれており、カリフォルニアの上院議員を含め16名の上院議員により提案されたもので、現在、予算委員会において審議中である。この法案の一つの柱が「家族介護者のための支援プログラム」(The National Family Caregiver Program)と呼ばれるもので、すでにアメリカ政府は2000年度には1億2500万ドルを、家族介護者(family caregiver)を支援するための予算として計上するとしている。この「家族介護者のための支援プログラム」は2000年から2004年までの5年間の間に実行される予定であり、慢性的な病気や障害者のために長期的な介護をしている家族を支援する上で有効な政策になることが期待されている(FCA,1999a)。

この法案は次のような内容を持っている(FCA,1999b,1999c)。その第一は介護を行って
いる家族に対する税控除の措置である。法案では要介護者の日常的な生活の世話—例えば
要介護者の洋服の着替え、入浴、散歩、食事、椅子からベッドへの移動などの日常的な生
活—のうち、少なくとも3つの領域での介護をしている家族の費用の一部を補助するとい
うもので、一家族あたり1000ドル(約122000円)の税控除の措置を盛り込んでいる。第
二に、法案は「国家による家族介護者支援プログラム(National Family Caregiver Support
Program)」の立ち上げを盛り込んでいる。このプログラムは1)利用可能なサービスにつ
いて介護する家族に情報の提供。2)利用可能なサービスにアクセスするための支援。3)個
人的なカウンセリング。4)介護の一時的な休息のための代替的な介護の提供。5)家族によ
って提供される介護を補足するための補助的サービスの提供、といった内容をもっている
ものである。第三に、家族介護を支援するためのイノベーションのための補助金の提供を
盛り込んでいる。そして第四に、法案は私的な長期介護保険のプランを連邦政府に提案し
ている。このプランでは、約30万人もの連邦政府の職員に対して市場価格よりも15-20%
低額のレートで介護保険を提供しようとするものである。

介護を行う家族に対する政策は法案の段階で予算案の実行レベルは不確定な部分もあ
り、今後の動向が注目される。しかし、いずれにせよこのような政府の動きは、家族と介
護の問題をもはや私的な領域の問題として放ってはおけない状況にあることを示してお
り、政府が高齢者の介護問題を中心とした家族政策に、直接的にせよ間接的にせよ関わっ
てくることが予想される。

3) 家族的責任と企業の対応

企業が家族的責任(Family Responsibility)をもつ労働者に対して労働条件や福利厚生
の改善を行うことは、最近では家族調和的な(Family-Friendly)雇用管理として注目されて
いる(Lewis and Lewis,1996)。とりわけ女性の就業率が高いアメリカにおいては、育児・介
護を行いながら就業する場合も多く、企業が積極的に家庭生活との調和への対応を行わ
ない限り、経営戦略上の貴重な人的資源(Human Resource)を失うことにもなりかねない。
女性の管理職の割合が高いアメリカにおいては、企業内における人的資源管理(Human
Resource Management)において、「家族的責任と仕事の調和」は重要なファクターとなっ
ている。ここでは企業による育児・介護休業の利用状況および、家族的責任との調和に向
けての企業の柔軟な雇用管理の動向について紹介しよう。

育児・介護休業制度は、上述したようにアメリカにおいては「家族および医療休暇法
(Family and Medical Leave Act:FMLA)」として施行されている。しかし企業における育児
・介護休業制度の導入の状況は芳しくないのが現状のようである(以下 Scharlach,1995
を参照)。例えばカリフォルニア大学の研究では、産業別、企業規模、女性労働者の割合な
どの条件に関わらず、企業の3分の2は、カリフォルニア州法に基づいた育児・介護休業
を取得した被雇用者は1%以下であると答えている。また Mcsweeney New Jerseyの研究
によれば、約50%の企業は育児・介護休暇の利用率は1%未満と答えており、40%の企業
は利用率が1-3%に過ぎないと報告している。またコネチカット州における1990の企業
を対象とした調査によれば、育児休暇の利用率はおよそ1~3%であり、また介護休暇

の利用率はおよそ3～5%であった(図7参照)。一方、育児・介護休暇の取得期間は雇用者の収入と関連する。例えば低所得の女性は育児・介護休暇の取得の期間が平均よりも短いことが報告されている。Families and Work Instituteの育児・介護休業制度を持つ4つの州に対しての、育児・介護休暇の期間に関する研究では、年収10000ドル以下の世帯収入の女性は出産後の育児休暇の平均期間は9.5週間で、うち21%の女性は出産後に6週間の休暇しか取得していなかった。逆に世帯収入が40000ドル以上の女性の出産後の育児休暇の取得期間は13.8週で、6週間以下の育児休暇の取得者はわずか7%以下であった。

FMLA施行後の企業の育児・介護休暇の利用に関する影響については十分な資料がないためにここで紹介できないが、育児・介護休業に関する州法の導入に限ってみても、育児・介護休業の利用に対しては効果が少ないようである。例えばFamilies and Work Instituteによれば、育児・介護休業制度の施行前の利用率は78.6%であったが、施行後も割合もほぼ同じで78.4%であり、また休暇の取得期間についても州法の施行前が12.6週、施行後が12.1週と変わりはない。さらに州法の施行によつての育児・介護休業の導入後も、施行前と同様の割合で女性が仕事を辞めて専業主婦になっている。父親の育児・介護休業の利用はわずかに過ぎず、また取得期間も平均1週間と短い。

このようにアメリカにおける育児・介護休業制度の利用率は低いのが現状である。このような育児・介護休業制度の利用率の低さには、制度の導入が企業にとってきわめてコストがかかること、さらに企業側が労働者に対して取得する権利について十分な情報を提供していないという理由にもよる。Families and Work Instituteの調査によれば、54%の女性労働者しか育児・介護休業制度についての新しい州法について知らされていなかったという。このようにFMLAという政府による政策は企業や雇用者にとっては十分に機能しておらず、この点で政府による家族と仕事の調和の政策が企業の人的資源の管理(Human Resource Management)にマッチするにはいくつかの障壁がある。菅野によればFMLAの問題はおもに次の三つの点であるという(菅野,1995)。まず第一は「休暇の期間」に関してである。FMLAによる休暇の長さは12週間であるが、出産のために就労できない期間を「医療休暇(Medical Leave)」として取得し、育児のために就労できない期間を「家族休暇(Family Leave)」として取得する。12週間の休暇期間は当該12ヶ月以内の取得に限られるため、同じ労働者が12ヶ月以内に育児と同時に家族の看護や自己の病気のために休暇を取得する場合も想定されることから、12週間の期間は短いことが懸念される。また事業主の選択によつて、以前からある有給休暇をFMLAに振り替えられる点、さらに夫婦が同一企業に勤務する場合、夫婦で合わせて12週間しか取得できないという問題等の問題がある。第二の問題は「適用除外」に関する点である。FMLAによれば、企業において、上位10%の高額給与所得従業員は休暇後の復職を拒否されることがある。「復職を拒否された」ことがFMLA施行後に最も多い陳情であることから、合法的に復職を拒否されることの問題はきわめて深刻であろう。第三の問題点は「その他」に分類されるが、休暇が無給であること、介護のために休暇を取得できる身内の範囲は「子・配偶者・親」に限られており「配偶者の親」は含まれないこと、介護休暇の適用が「重病(serious health condition)」である場合に限られ、子どもの軽い風邪などには適用されないこと、といったことなどがある。このように政府による家族政策の一環としての「家族・医療休暇法」には、その適用の現状を見る限り問題が多く、家族的責任と仕事の調和を図る上で十分に

機能していないことが指摘できる。この点で国家による家族問題の解決に関してはきわめて中立的であり、家族的責任と仕事の調和に関しては、労働者の自立的な責任として解決することが要請されるというのがアメリカの現状であるといえよう。

このようにアメリカにおいては、国家による政策が十分でない状況で、労働者には自助的努力が要請される状況であるが、しかし、個別の企業は「柔軟な働き方 (Flexibility of Work)」という観点から、人的資源の管理を行い家族的責任との調和を図るよう努力をしている点を見逃すことはできない。一部の企業では、労働時間の短縮やパートタイム労働の促進、あるいはパートタイム労働者の管理職への登用など、従来は正規の従業員ではない非典型雇用者 (Atypical Employment) として扱われてきた働き方に着目し、これを積極的に「家庭生活に優しい (Family-Friendly)」雇用管理として導入しているケースも出てきている。例えば 1992 年に National Bank では 120 名の管理職が自己選択的スケジュール (SelectTime Schedules) のような柔軟な労働時間で働いていたことが報告されており、また Hewlett-Packard 社ではパートタイムの管理職がいると報告されている。1991 年の調査では、アメリカの大企業のうち 53 % にはパートタイムの管理職がいることが明らかにされている (Rabbe, 1996)。パートタイムの専門職や管理職は効率がよく生産性も高いという評価がある一方で、フルタイム労働へ移行するような場合の職業キャリア形成などに問題が生じるのではないかと、という指摘もある。アメリカにおいてはパートタイム労働はフルタイム労働よりも低賃金で福利厚生も十分ではなく、いわば「縁辺」労働力として労働市場に位置づけられている。実際、昇進や職業キャリア形成においてもフルタイム労働者に比べ不利であることが多い。しかし、いくつかのケースはアメリカの企業においてもパートタイム労働がキャリア形成を可能にすることを示している。例えば法律事務所や会計事務所では、柔軟なキャリア形成が提供され、パートタイム労働にも昇進の道が開かれている (Rabbe, 1996)。パートタイムの専門職に関する時系列調査では、1989 年から 1992 年までの 3 年間に 53 % が昇進したという報告がなされている。このようにアメリカにおいてもパートタイムのような非典型的雇用労働者を積極的に評価し、従来のパートタイム労働とは異なった「オルタナティブなパートタイム労働」として企業の柔軟な人的資源管理に導入する例も出てきているのである。企業の柔軟な人的資源管理は、家族的責任と仕事の調和を図る上での企業の対応として評価できる。しかし、このような企業による積極的な対応は、大企業が中心であり、専門職か一部の管理職に対してであることが多い。FMLA にみられるような政府による政策が十分ではない状況で、企業による人的資源管理の中で「家族的責任と仕事の調和」をいかに図っていくかが今後のポイントになってくるものと思われる。

5 結語

これまで、アメリカにおいては育児や介護といった家族問題に対して国家が介入しないという性格上、企業が従業員の福祉を支援する形をとってきた。仕事と家庭生活との調和という点では、これまで「育児」をする家族 (特に女性) に対する企業の取り組みが見られていたが、近年は高齢者や障害者を抱える家族の「介護」に対する支援が行われつつある。とりわけ女性の就業率が高い社会であるため、女性従業員は企業にとっても重要なポ

ストを占めることが多く、介護のための離職を回避するために企業福祉や雇用管理の対応が見られる。アメリカを中心としたアングロサクソン系の国では企業による支援がおこなわれる場合が多いが、最近は家庭生活に優しい(Family-friendly)企業という視点からの雇用管理が注目を集めていると言われる(Lewis and Lewis,1996)。しかしながら、本稿でみてきたように、現時点での FMLA の適用状況や、育児・介護と仕事の両立の実態をみると、労働者—とりわけ女性労働者—の負担は大きいという実態には大きな変化はなく、育児や介護の多くは依然として家族自身による自助的な努力で補われているのが現状のようである。また家族的責任と仕事の調和に関しては、政府のイニシアティブというよりも、個々の企業自らが雇用管理の柔軟化を行うという企業努力により、女性の就業の定着を図っていることがうかがえる。しかし、高齢化の進展により21世紀には仕事と介護の両立の問題が顕在化しつつあり、介護と仕事の調和をどう図るか、といった問題がクローズアップされつつある。政府が介護する家族への支援という形で家族政策に関わる可能性は高く、今後は「介護と仕事の調和」に対する政策支援と企業の対応、そして政府、企業、労働者それぞれが、「介護」という家族的責任と就業との調整をどう図っていくかが注目される。

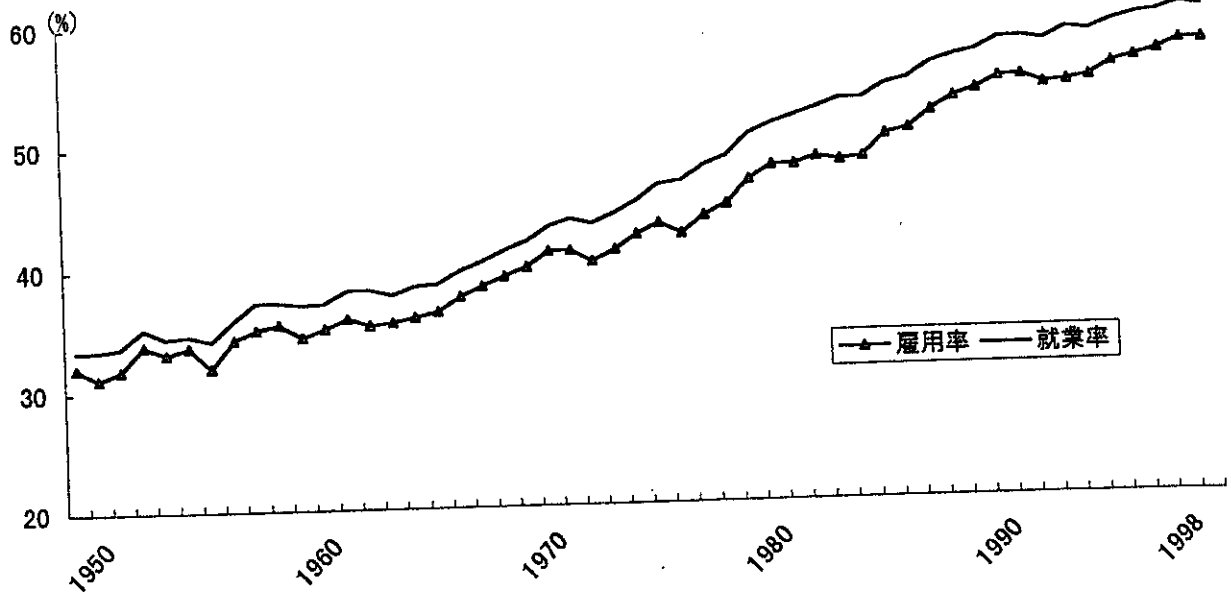
参考文献

- AOA.,1998 "Profile of Older Americans:1998" The U.S.Administration on Aging.
- AOA., 1999a "President Clinton and Vice President Gore: Strengthening Families that Need Long -Term Care" U.S. Administration of Aging.
- AOA., 1999b "Remarks by the President on Long-Term Health Care Initiative" White House Briefing Room. U.S. Administration of Aging.
- DOL., 1997 "Family and Medical Leave Act of 1993" U.S.Department of Labor,Women's Breau (Updated: November 1997).
- DOL., 1998b "Work and Elder Care: Facts For Caregivers and Their Employers" U.S.Department of Labor,Women's Breau.
- Executive Office of the President , 1999 "A Citizen's Guide to the Federal Budget ; Budget of the United States Government Fiscal Year 2000" Executive Office of the President of the United States.
- FCA., 1999a "Caregiving : An Issue Whose Time Has Come" Family Caregiver Alliance.
- FCA., 1999b "Options for Supporting Informal and Family Caregiving : A Policy Paper" Family Caregiver Alliance.
- FCA.,1999c "1999 Presidential Proposal Recognizes Family Caregivers" Family Caregiver Alliance.
- Herman,A.,Castro,I.1998., Equal Pay :A Thirty-Five Year Perspective. U.S.Department of Labour.
- Jacobzone,S., 1999 Ageing and Care For Frail Elderly Persons : An Overview of International Perspectives. OECD Labour Market and Socail Policy Occasional Papers. No.38.
- Kamerman , S.,1997 "Family Change and Family Policies in Great Britain , Canada , New Zealand and the United States , Clarendon Press.
- Lewis,S.,Lewis,J,1996., The Work-Family Challenge: Rethinking Employment. Sage Publications.
- NAC,AARP,1997., Family Caregiving in the U.S. : Finding s from a National Survey. National Alliance for Caregiving and The American Association of Retired Persons
- Rabbe,H,1996., "Constructing Pluralistic Work and Career arrangement".,Lewis,S.,Lewis,J(eds.), The Work-Family Challenge: Rethinking Employment. Sage Publications.
- Scharlach,A.,1995., The Family and Medical Leave Act of 1993:Analysis and Appraisal. Work-Family Policy Paper Series.
- 下夷美幸 1993., 「アメリカにおける保育サービスの現状と保育政策の課題」
海外社会保障情報, 38-54 頁
- 白波瀬佐和子 1999., 「西欧諸国における家族政策－育児支援対策の視点から－」
年金と雇用 Vol.18(No.1) 16-24 頁
- 菅野淑子, 1995 「アメリカの介護休業制度」『諸外国における介護・看護休暇制度』
婦人少年協会, 161-194 頁
- 杉本貴代栄 1991., 「アメリカの家族と保育－家族政策の実現を求めて－」 社会保障研究
Vol.27 No.2, 135-144 頁

- 杉本貴代栄・中田照子・森田明美 1991., 『日米の働く母親たち』 ミネルヴァ書房
- U.S.House of Representatives, 1996 , Green book , Section 10 : Child Care. Ways and Means Committee
- U.S.House of Representatives, 1998a , Green book, Section7: Aid to Families with Dependent Children and Temporary Assitance for Needy Families (Title IV-A). Ways and Means Committee
- U.S.House of Representatives, 1998b , Green book ,Section 8 : Child Support Enforcement Program . Ways and Means Committee
- U.S.House of Representatives, 1998c , Green book , Section 9 : Child Care. Ways and Means Committee.
- Wyness , M.G. 1997., " Parental responsibilities, socail policy and the maintenance of boundaries" Sociological Review , Vol.45, No,2
- Wagner,D.,1997 Comparative Analysis of Caregiver Data for Caregivers to The Elderly , National Alliance for Caregiving.
- Whitehouse, 1999 " President Clinton: 1999 State of The Union Meeting The Challenges of The 21st Century.
- 山田嘉子 1999., 「アメリカにおける出生率：福祉政策とその影響」平成 10 年度厚生科学研究 (子ども家庭総合研究事業)」報告書 200-210 頁

(前田信彦)

図1 アメリカにおける女性の就業率と雇用率



出典: Bureau of Labor Statistics Data, 1999.

表1 女性の労働力率 (1960-1997)

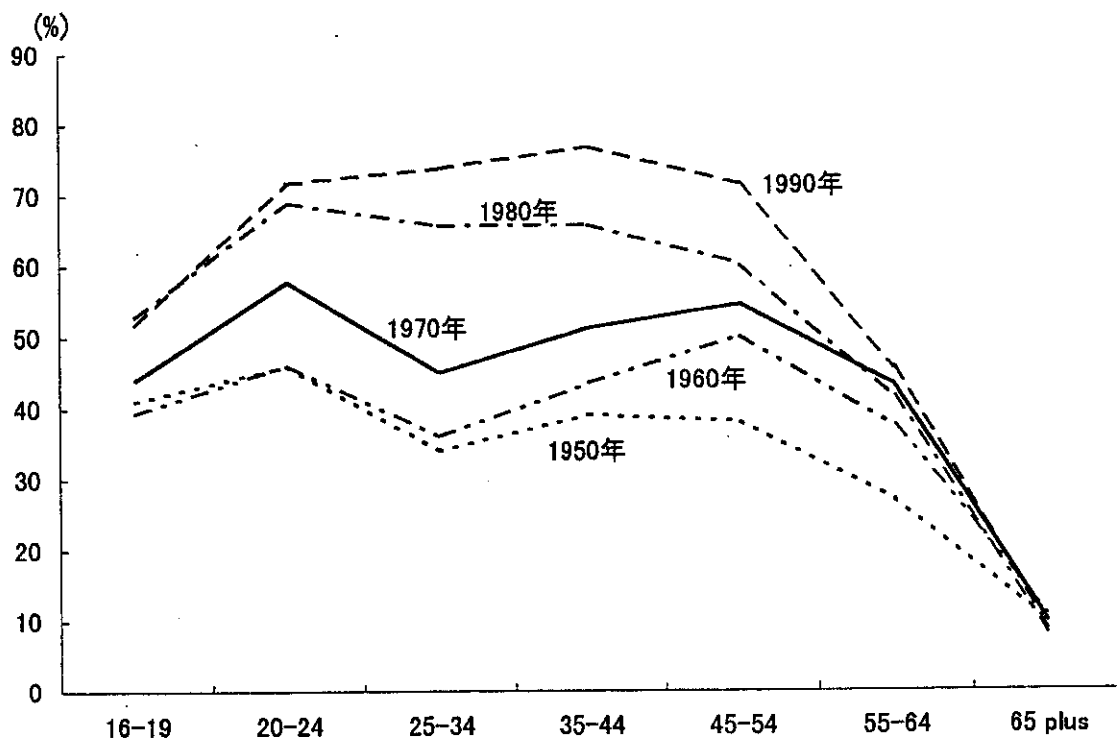
	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1997
16歳以上の女性の労働力率	37.7	39.3	43.3	46.3	51.5	54.5	57.5	58.9	59.8
労働力に占める既婚女性の割合	30.5*	34.7	40.8	44.4	50.1	54.2	58.2	61.1	62.1
労働力に占める子どもがいる既婚女性の割合	27.6*	32.2	39.7	44.9	54.1	60.8	66.3	70.2	71.1

*1960年については14歳以上で、それ以降は16歳以上。

Source; U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, Handbook of Labor Statistics 1989.
Employment and Earnings, January 1998 and unpublished tables.

出典: Equal Pay: A Thirty-Five Year Perspective, U.S. Department of Labor, Alexis M. Herman,
Women's Bureau, Ida L. Castro (1998)

図2 年齢別女性の労働力率のコーホート比較, 1950-1990



Source: Handbook of Labor Statistics, Bulletin 2340, Table5(1950-1980),

Employment and Earnings, January 1991, Table3(1990)

出典: Equal Pay: A Thirty-Five Year Perspective, U.S. Department of Labor, Alexis M. Herman,
Women's Bureau, Ida L. Castro (1998)

表2 有職女性の就業形態 (1960-1997)

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1997
フルタイムの有職女性の割合 (20歳以上)	n.a.	n.a.	76.6	75.6	76.4	76.1	77.4	75.3	76.3
パートタイムの有職女性の割合 (20歳以上)	n.a.	n.a.	23.4	24.4	23.6	23.9	22.6	24.7	23.7

Source; U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, Handbook of Labor Statistics 1989.
Employment and Earnings, January 1998 and unpublished tables.

出典: Equal Pay: A Thirty-Five Year Perspective, U.S. Department of Labor, Alexis M. Herman,
Women's Bureau, Ida L. Castro (1998)

表3 5歳未満の子どもを持つ有職の母親の育児形態, 1994 (%)
(婚姻状態及び従業上の地位別)

形態の種類	5歳未満の子どもを持つ母親		
	合計	フルタイム	パート タイム
すべての婚姻状態			
自宅で育児:			
祖父母.....	5.9	5.1	7.2
その他の親族.....	3.5	2.9	4.4
非親族.....	5.1	4.8	5.6
合計.....	14.5	12.8	17.2
別の家で育児:			
祖父母.....	10.4	10.5	10.1
その他の親族.....	5.5	6.7	3.2
非親族.....	15.4	18.2	10.3
合計.....	31.3	35.4	23.6
組織的育児施設:			
デイ/グループ・ケア・センター.....	21.6	25.0	15.2
保育所/保育園.....	7.8	8.5	6.4
幼稚園.....	0.9	0.8	0.9
学校を基盤とした活動.....	0.2	0.2	0.1
合計.....	30.5	34.5	22.6
親の育児:			
父親.....	18.4	13.3	28.1
仕事を持つ母親 *2.....	5.5	3.9	8.5
合計.....	23.9	17.2	36.6
雇用されている母親の すべての子どもの数 (千人)	10,329	6,732	3,597
既婚, 配偶者有り			
自宅で育児:			
祖父母.....	3.4	3.1	3.9
その他の親族.....	2.5	2.1	3.3
非親族.....	5.6	5.5	5.8
合計.....	11.5	10.7	13.0
別の家で育児:			
祖父母.....	10.1	10.7	9.1
その他の親族.....	4.0	4.8	2.6
非親族.....	15.7	19.0	9.8
合計.....	29.8	34.5	21.5
組織的育児施設:			
デイ/グループ・ケア・センター.....	20.7	24.6	13.7
保育所/保育園.....	8.3	9.0	6.9
幼稚園.....	0.8	0.8	0.8
学校を基盤とした活動.....	0.2	0.3	0.1
合計.....	30.0	34.7	21.5
親の育児:			
父親.....	22.3	15.9	33.7
仕事を持つ母親 *2.....	6.3	4.1	10.3
合計.....	28.6	20.0	44.0
雇用されている母親の すべての子どもの数 (千人)	7,961	5,105	2,856
その他のすべての婚姻状態 *3			
自宅で育児:			
祖父母.....	14.2	11.4	20.3
その他の親族.....	6.5	5.4	8.9
非親族.....	3.4	2.8	4.8
合計.....	4.1	9.6	34.0
別の家で育児:			
祖父母.....	11.2	10.0	14.0
その他の親族.....	10.5	12.7	5.4
非親族.....	14.6	15.7	12.3
合計.....	36.3	38.4	31.7
組織的育児施設:			
デイ/グループ・ケア・センター.....	24.3	26.0	20.6
保育所/保育園.....	6.2	6.9	4.5
幼稚園.....	1.1	0.9	1.3
学校を基盤とした活動.....	0.1	0.1	-
合計.....	31.7	33.9	26.4
親の育児:			
父親.....	5.4	5.0	6.3
仕事を持つ母親 *2.....	2.5	3.0	1.5
合計.....	7.9	8.0	7.8
雇用されている母親の すべての子どもの数 (千人)	2,368	1,627	741

*1 非親族による別の家で育児は「ファミリー・デイ・ケア」として知られている。
 *2 自宅あるいは自宅外で働く母親を含む。
 *3 既婚、配偶者なし(離別を含む)、死別、離婚、未婚の女性を含む。

出典: Survey of Income and Program Participation, Bureau of the Census, U.S. Department of Commerce.
 (U.S. House of Representatives, 1998c より引用)

表4 育児形態における5歳未満の子どもの割合(1977-94)

家族構成と調査時期	育児されている子どもの割合				
	父親	母親 *1	祖父母	家族の デイ・ ケア *2	デイ・ケア センター/ 保育園
すべての家族:					
Fall 1994.....	18.4	5.5	16.3	15.4	29.4
Fall 1993.....	15.9	6.2	16.5	16.6	29.9
Fall 1991.....	20.0	8.7	15.8	17.9	23.0
Fall 1990.....	16.5	6.4	14.3	20.1	27.5
Fall 1988.....	15.1	7.6	13.9	23.6	25.8
Fall 1987.....	15.3	8.9	13.8	22.3	24.4
Fall 1986.....	14.5	7.4	15.7	24.0	22.4
Winter 1985.....	15.7	8.1	15.9	22.3	23.1
June 1977.....	14.4	11.4	NA	22.4	13.0
既婚の夫婦:					
Fall 1994.....	22.3	6.3	13.5	15.7	29.0
Fall 1993.....	19.3	6.9	14.4	16.4	30.0
Fall 1991.....	22.9	9.8	13.7	17.1	22.7
Fall 1990.....	19.8	7.8	13.0	19.7	26.8
Fall 1988.....	17.9	8.7	11.8	23.7	25.4
Fall 1987.....	18.2	10.1	12.2	22.2	23.4
Fall 1986.....	17.9	8.3	14.1	24.4	20.3
Winter 1985.....	18.8	9.2	13.9	21.8	22.3
June 1977.....	17.1	12.9	NA	22.6	11.6
シングル・マザー:					
Fall 1994.....	5.4	2.5	25.4	14.6	30.5
Fall 1993.....	3.4	3.5	24.6	17.3	29.5
Fall 1991.....	7.0	3.7	24.8	21.3	24.5
Fall 1990.....	3.2	0.7	20.0	27.8	30.4
Fall 1988.....	1.5	2.4	23.9	22.8	27.8
Fall 1987.....	2.3	3.4	20.8	22.3	28.3
Fall 1986.....	1.4	3.8	20.3	22.4	30.2
Winter 1985.....	2.2	3.5	24.5	24.4	26.7
June 1977.....	0.8	4.4	NA	21.8	19.1

*1 自宅あるいは自宅外で働く母親を含む。

*2 非親族によって別の家で世話されている子ども。

NA--Not available.

注: データは主に母親の就業時間中に利用されている主要な形態。シングル・マザーは未婚、死別、離婚、離別を含む。

出典: Survey of Income and Program Participation and the June 1977 Current Population Survey, "Who's Minding the Kids? Child Care Arrangements: Fall 1991," Current Population Reports, Series P70-36, Bureau of the Census, U.S. Department of Commerce.
(U.S. House of Representatives, 1998c より引用)

表5 子どもの有無と末子の年齢による女性の労働力率(1947-96)

	18歳未満の子どもは		18歳未満の子どもがいる			
	いない	合計	6-17歳のみ	6歳未満		
				合計	3歳未満	2歳未満
April 1947.....	29.8	18.6	27.3	12.0	NA	NA
April 1950.....	31.4	21.6	32.8	13.6	NA	NA
April 1955.....	33.9	27.0	38.4	18.2	NA	NA
March 1960.....	35.0	30.4	42.5	20.2	NA	NA
March 1965.....	36.5	35.0	45.7	25.3	21.4	NA
March 1970.....	42.8	42.4	51.6	32.2	27.3	NA
March 1975.....	45.1	47.3	54.8	38.8	34.1	31.5
March 1980.....	48.1	56.6	64.3	46.8	41.9	39.2
March 1985.....	50.4	62.1	69.9	53.5	49.5	48.0
March 1986.....	50.5	62.8	70.4	54.4	50.8	49.2
March 1987.....	50.5	64.7	72.0	56.7	52.9	51.9
March 1988.....	51.2	65.0	73.3	56.1	52.5	50.8
March 1989.....	51.9	65.7	74.2	56.7	52.4	51.7
March 1990.....	52.3	66.7	74.7	58.2	53.6	52.1
March 1991.....	52.0	66.6	74.4	58.4	54.5	53.8
March 1992.....	52.3	67.2	75.9	58.0	54.5	54.3
March 1993.....	52.1	66.9	75.4	57.9	53.9	54.2
March 1994.....	53.1	68.4	76.0	60.3	57.1	56.7 *1
March 1995.....	52.9	69.7	76.4	62.3	58.7	57.9 *1
March 1996.....	53.0	70.2	77.2	62.3	59.0	57.9

*1 軍に所属する母親を含む。

NA--Not available.

注：1994年以降のデータは、1993年以前のデータと直接の比較はできない。なぜなら Current Population Survey (household survey) の質問票とデータの収集方法の構成が大きく変わり、1990年の国勢調査に基づく人口の統制の導入で、調整された。詳細については "Revisions in the Current Population Survey Effective January 1994" in the February 1994 issue of Employment and Earnings を参照。

出典：U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics.
(U.S. House of Representatives, 1998c より引用)

表 6 婚姻状態と末子年齢による子どものいる女性の労働力率 (1960-96)

	1960	1970	1980	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	割合の 増加, 1970-96
既婚:														
末子 6 歳未満	18.6	30.3	45.0	56.8	57.1	57.4	58.9	59.9	59.9	59.6	61.7	63.5	62.7	106.9
末子 6 歳以上	39.0	49.2	61.8	70.6	72.5	73.4	73.6	73.6	75.4	74.9	76.0	76.2	76.7	55.9
離別:														
末子 6 歳未満	NA	45.4	52.2	55.1	53.0	54.9	59.3	52.2	55.7	52.1	59.2	59.3	63.1	39.0
末子 6 歳以上	NA	60.6	66.6	72.6	69.3	68.0	75.0	74.7	71.6	71.6	70.7	71.5	73.3	21.0
離婚:														
末子 6 歳未満	NA	63.3	68.3	70.5	70.1	66.3	69.8	68.5	65.9	68.1	67.5	73.3	76.5	20.9
末子 6 歳以上	NA	82.4	82.3	84.5	83.9	85.7	85.9	84.6	85.9	83.6	84.9	85.2	85.5	3.8
未婚:														
末子 6 歳未満	NA	NA	44.1	49.9	44.7	48.9	48.7	48.8	45.8	47.4	52.2	53.0	55.1	NA
末子 6 歳以上	NA	NA	67.6	64.1	67.1	69.0	69.7	64.8	67.2	70.2	67.5	67.0	71.8	NA
すべての女性	30.4	52.9	56.6	64.7	65.0	65.7	66.7	66.6	67.2	66.9	68.4	69.7	70.2	32.7
	*1	*1												

*1 未婚の女性は除く。

NA--Not available.

注: 1994 年以降のデータは、1993 年以前のデータと直接の比較はできない。なぜなら Current Population Survey (household survey) の質問票とデータの収集方法の構成が大きく変わり、1990 年の国勢調査に基づく人口の統制の導入で、調整された。詳細については "Revisions in the Current Population Survey Effective January 1994" in the February 1994 issue of Employment and Earnings を参照。

出典: U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics.
(U.S. House of Representatives, 1998c より引用)

表7 婚姻状態と末子年齢による18歳未満の子どもを持つ女性の労働力率（1996年）

婚姻状態	末子年齢						
	3歳未満	6歳未満	18歳未満	3-5	6-13	6-17	14-17
既婚、配偶者有り.....	60.5	62.7	70.0	66.0	76.0	76.7	78.4
離婚.....	67.1	76.5	83.2	81.4	84.8	85.5	86.9
離別.....	62.1	63.1	68.8	64.0	73.2	73.3	73.5
死別.....	33.1	48.3	63.3	55.8	64.5	65.9	67.6
未婚.....	50.3	55.1	60.5	64.1	71.7	71.8	72.4
18歳未満の子どもを持つすべての女性.....	59.0	62.3	70.2	66.9	76.6	77.2	78.9

注：労働力率は積極的に職を探している無職の母親を含む。

出典：U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics.
 (U.S. House of Representatives, 1998c より引用)

表 8 子どもの年齢別母親の就業形態 (1996年) *1

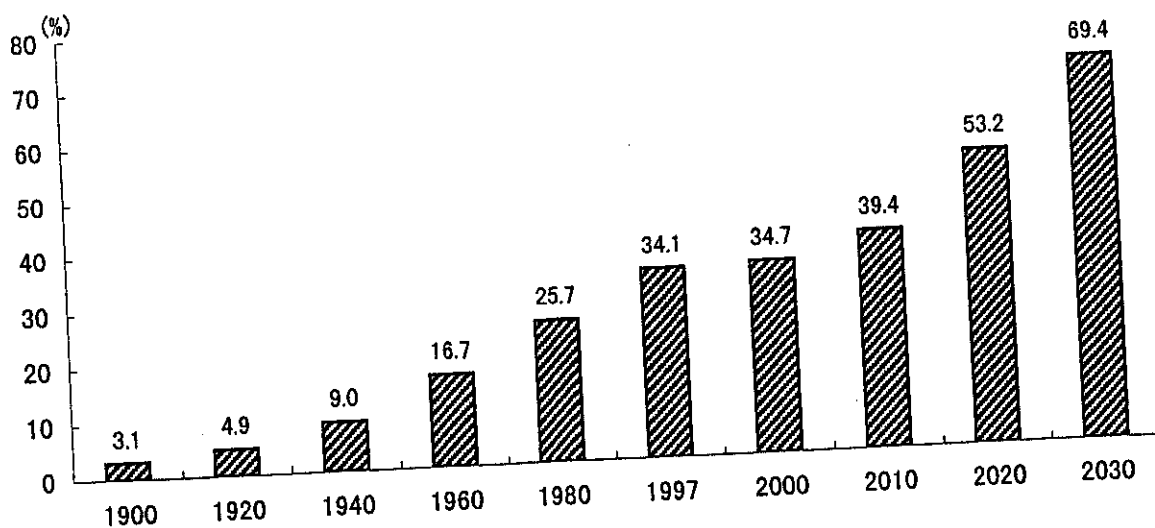
婚姻状態	18歳未満の 子ども	6歳未満の 子ども
既婚、配偶者有り:		
フルタイム	46.3	39.4
パートタイム	21.3	20.9
離婚:		
フルタイム	66.2	56.5
パートタイム	12.6	12.9
未婚:		
フルタイム	35.5	28.8
パートタイム	13.8	15.1
すべての母親:		
フルタイム	47.5	39.0
パートタイム	19.0	19.1

*1 フルタイム労働者は週に35時間以上の労働。

出典: U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics.

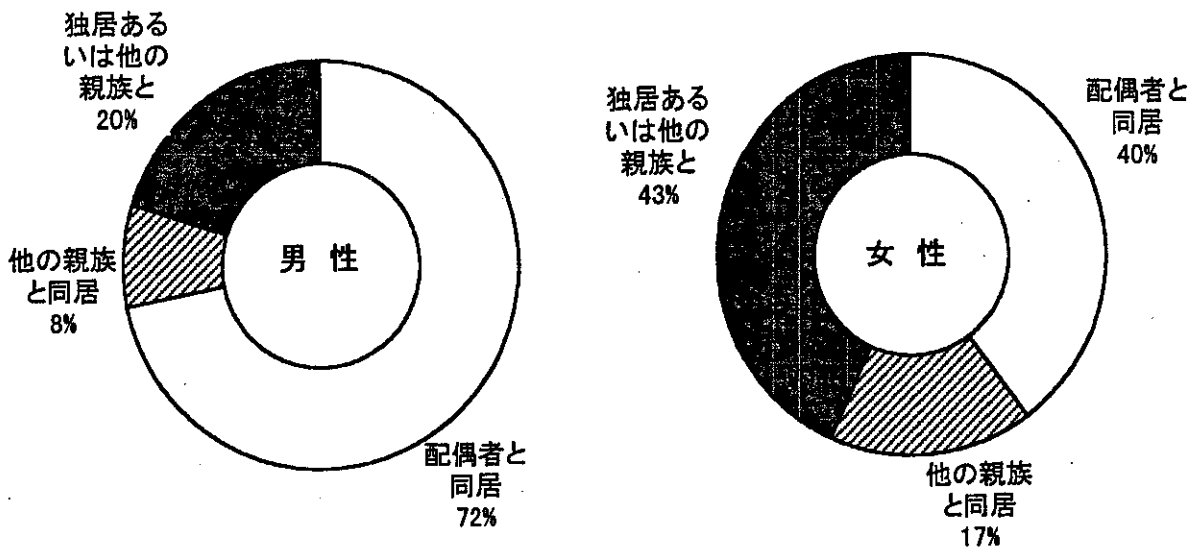
(U.S. House of Representatives, 1998c より引用)

図3 1900年から2030年の65歳以上の数（百万）



注：年ごとの増加は一定ではない。
アメリカ国勢調査局のデータに基づく。
("Profile of Older Americans: 1998." The U.S. Administration on Aging. より引用)

図4 65歳以上の居住状況

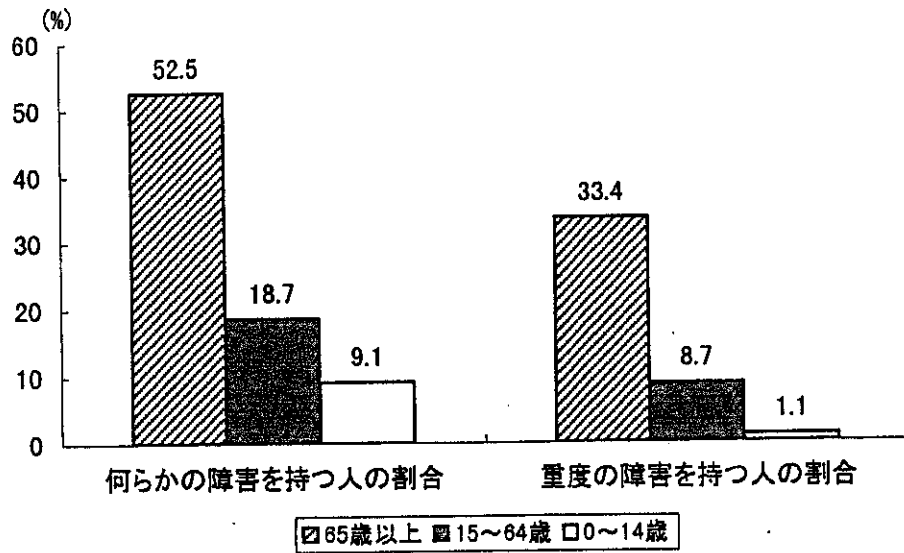


アメリカ国勢調査局のデータに基づく。

“Household and Family Characteristics: March 1997,” Current Population Reports, P20-509. 参照。

(“Profile of Older Americans: 1998.” The U.S. Administration on Aging. より引用)

図5 年齢による障害者の割合(1994-95)



(“Profile of Older Americans: 1998.” The U.S. Administration on Aging. より引用)